
日立市地域防災計画

(風水害対策計画編)

日立市防災会議

日立市地域防災計画 (総則・風水害対策計画編)

目 次

風水害対策計画編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置	2
第1	日立市	2
第2	茨城県	3
第3	指定地方行政機関	4
第4	自衛隊	7
第5	指定公共機関	7
第6	指定地方公共機関	9
第7	公共的団体その他防災上重要な施設管理者	10
第8	市民・事業所のとるべき措置	12
第3節	地域としての災害危険性	13
第1	風水害	13

第2章 災害予防計画

第1節	水政計画	14
第1	治山治水対策	14
第2	水害対策	15
第3	高潮災害対策	20
第4	風害対策	21
第5	雪害対策	24
第2節	土砂災害防止計画	26
第1	危険予想箇所の把握	26
第2	警戒避難体制の整備	26
第3	がけ崩れ危険箇所の巡視及び調査	27
第4	土石流危険溪流箇所の実態調査	27
第5	所有者等に対する防災措置の指導	28
第6	土砂災害警戒情報	28
第3節	交通計画	29
第1	道路	29
第2	鉄道	29
第3	港湾	29
第4節	都市計画	30
第1	都市災害対策	30
第2	建造物の災害対策	31

第 5 節	教育計画	33
第 1	防災上必要な教育の実施	33
第 2	防災上必要な訓練の実施	33
第 3	学校等施設・設備の災害予防措置	33
第 4	文化財の災害予防対策	34
第 6 節	農地農業計画	35
第 1	農地対策	35
第 2	農業計画	35
第 3	家畜対策	36
第 7 節	気象業務整備計画	37
第 1	知事の伝達	37
第 2	市長の伝達	37
第 3	その他機関の伝達	37
第 4	気象通報関係機関の相互協力	37
第 5	異常現象発見の際の手引き	37
第 8 節	情報通信設備等の整備計画	38
第 1	災害通信施設の整備	38
第 2	市民に対する情報伝達の整備	40
第 9 節	防災施設、資機材等の整備計画	41
第 1	備蓄体制の整備	41
第 2	水防用資機材の整備	42
第 3	避難施設の整備	43
第 10 節	火災予防計画	49
第 1	火災の予防	49
第 2	消防設備等の整備	51
第 11 節	防災広報の充実	52
第 1	市職員に対する教育	52
第 2	市民に対する指導及び広報	53
第 3	園児、児童、生徒に対する教育、指導等	55
第 12 節	防災訓練計画	56
第 1	茨城県が行う防災訓練	56
第 2	日立市が行う防災訓練	56
第 3	事業所（防火管理者）が行う防災訓練	57
第 4	防災関係機関が行う防災訓練	57
第 13 節	防災組織等の活動体制整備計画	58
第 1	日立市の防災組織等	58
第 2	茨城県の防災組織	60
第 3	防災関係機関	60
第 4	自主防災組織	61
第 5	施設の防災組織	62
第 14 節	緊急輸送体制の整備	63

第 1	陸上輸送体制の整備	63
第 2	航空輸送体制の整備	65
第 3	海上輸送体制の整備	66
第 15 節	救援救護体制の整備	67
第 1	給水体制の整備	67
第 2	救急・救助体制の整備	69
第 3	応急医療体制の整備	70
第 4	災害廃棄物処理体制の整備	71
第 5	し尿処理体制の整備	72
第 6	「住」環境の整備	73
第 7	ボランティア活動環境の整備	74
第 16 節	要配慮者及び観光客等の安全確保対策	76
第 1	基本的な考え方	76
第 2	福祉のまちづくり	77
第 3	社会福祉施設等における対策	78
第 4	在宅要配慮者の救護体制の整備	79
第 5	外国人及び市外からの来訪者への防災対策	80
第 6	避難対策	81
第 17 節	燃料不足への備え	84
第 1	燃料の調達、供給体制の整備	84
第 18 節	り災証明書発行体制の整備	85
第 1	り災証明書発行体制の整備	85
第 3 章	災害応急対策計画	
第 1 節	災害応急活動体制	86
第 1	初動体制	86
第 2	災害対策本部	88
第 3	職員の動員・配備	95
第 4	市民向け緊急声明の発表	100
第 2 節	情報収集伝達計画	102
第 1	災害情報の通信連絡系統	102
第 2	気象注意報・警報等	106
第 3	水防警報等	111
第 4	被害情報及び防災情報の収集・伝達	117
第 5	関連情報の収集・伝達	124
第 3 節	災害時の広報	127
第 1	災害時広報体制の確立	127
第 2	広報活動用資機材及び要員の確保	131
第 3	市による広報活動の実施要領	132
第 4	報道機関への発表・協力要請	134
第 4 節	消防・救護救急対策	135

第 1	消防活動	135
第 2	救助・救急	138
第 5 節	水防計画	141
第 1	水防組織	141
第 2	監視、警戒及び重要水防箇所	143
第 3	器具、資材及び設備の整備並びに輸送	144
第 4	通信連絡	144
第 5	観測通報	144
第 6	洪水予報河川の洪水予報	146
第 7	水防警報	146
第 8	水防機関の活動	147
第 9	決壊時の通報と処置	150
第 10	協力応援	151
第 11	水防報告	151
第 12	その他	152
第 6 節	警備・交通規制計画	153
第 1	警備計画	153
第 2	交通規制計画	154
第 7 節	避難計画	158
第 1	計画内容	158
第 2	実施機関	159
第 3	避難勧告等	160
第 4	避難の誘導等	164
第 5	指定避難所の開設	166
第 8 節	救援計画	173
第 1	応急給水	173
第 2	食糧の供給	178
第 3	生活必需品等の供給	183
第 4	輸送車両等の確保	187
第 5	労働力の確保	192
第 9 節	燃料対策	193
第 1	連絡体制の確保と情報の収集	193
第 10 節	建築物の応急復旧計画	194
第 1	基本方針	194
第 2	被災建物の補修・解体	197
第 3	仮設住宅の建設等	201
第 11 節	医療救護・防疫等活動計画	206
第 1	医療救護活動	206
第 2	防疫	215
第 3	保健	217
第 4	飲料水及び供給施設の安全確保	219

第 5	死体の捜索処理等	220
第 12 節	清掃・汚染防止計画	225
第 1	ごみの処理	225
第 2	し尿の処理	229
第 3	がれき等の処理	232
第 4	災害時の環境保全対策	236
第 13 節	応急教育計画	240
第 1	応急教育の基本方針	240
第 2	災害発生初期の緊急措置	243
第 3	第一期応急教育の実施	245
第 4	第二期応急教育の実施	248
第 5	文化財の保護	249
第 14 節	自衛隊の災害派遣要請計画	250
第 1	災害派遣要請	250
第 2	災害派遣要請の活動範囲	250
第 3	災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請	252
第 4	経費負担区分	253
第 15 節	広域応援要請計画	254
第 1	応援要請の実施	254
第 2	応援受入体制の確保	256
第 3	消防機関の応援要請・受入体制の確保	257
第 4	他市町村被災時の応援	258
第 16 節	農地農業計画	259
第 1	農地	259
第 2	農業	259
第 17 節	生活関連施設等の応急復旧計画	260
第 1	対策実施上の基本指針	260
第 2	対策実施上の時期区分	261
第 3	災害時ライフライン対策実施体制の確立	261
第 4	応急復旧対策の実施	262
第 18 節	ボランティア活動支援計画	276
第 1	市及び市社会福祉協議会の役割	276
第 2	ボランティアの活動内容等	278
第 19 節	要配慮者等対策	281
第 1	基本方針	281
第 2	高齢者対策	284
第 3	障害者対策	288
第 4	乳幼児対策	293
第 5	その他要配慮者対策	297
第 6	帰宅困難者対策	300
第 7	愛玩動物の保護対策	302

第 20 節	災害救助法の適用	303
第 1	災害救助法の適用基準	303
第 2	滅失（り災）世帯の算定	303
第 3	災害救助法の適用手続	304
第 4	災害救助法による救助の実施	304
第 5	災害救助業務の実施者	305
第 21 節	急傾斜等災害応急対策	306
第 1	情報の収集	306
第 2	警戒	306
第 3	住民への伝達	307
第 4	避難	307
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	市民生活安定のための緊急措置	309
第 1	被災者の生活確保	309
第 2	中小企業復旧資金	322
第 3	農林漁業復旧資金	323
第 4	義援金品の受入・配分	325
第 2 節	公共施設の災害復旧計画	327
第 1	公共施設の災害復旧事業	327
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	327
第 3 節	激甚災害の指定	329
第 1	激甚災害指定の手続	329
第 2	激甚災害に関する被害状況等の報告	330
第 3	激甚災害指定の基準	330
第 4	特別財政援助額の交付手続	330